

六月六日（金曜日）

出席議員

一	のぐち	けんたろう	十八番
二	吉村	美紀	十九番
三	松平	雄一郎	二十番
四	宮野	ゆみこ	二十一番
五	ほかり	吉紀	二十二番
六	依田	かずひろ	二十三番
七	高山	のりゆき	二十四番
八	石沢	恵美子	二十五番
九	千田	のぼる	二十六番
十	浅川	ひろこ	二十七番
十一	豪一	伸一	二十八番
十二	山本	香澄	二十九番
十三	宮中	けいじ	三十番
十四	田中	れい子	三十一番
十五	沢田	こうき	三十二番
十六	小林		三十三番
十七	宮崎		

たかはま	なおい	十八番
金子	てるよし	十九番
市村	やすとし	二十番
田中	としかね	二十一番
名取	顕一	二十二番
白石	英行	二十三番
松丸	昌史	二十四番
岡崎	義顕	二十五番
上田	ゆきこ	二十六番
品田	ひでこ	二十七番
浅田	保雄	二十八番
海津	敦子	二十九番
高山	泰三	三十番
山本	一仁	三十一番
板倉	美千代	三十二番
関川	けさ子	三十三番

欠席議員
なし

三十四番
員

出席説明員

区長	成澤	廣修	地域包括ケア推進担当部長	矢島	孝幸
副区長	佐藤	正子	子ども家庭部長	多田	栄一郎
副区長	加藤	裕一	保健衛生部長	内田	真理子
教育長	丹羽	恵玲奈	兼文京保健所長	矢内	秀之
企画政策部長	新名	幸男	都市計画部長	鵜沼	光幸
総務部長	竹田	弘一	土木部長	小野	光伸
防災危機管理室長	榎戸	研一	資源環境部長	木幡	直樹
区民部長	高橋	征博	施設管理部長	松永	直樹
アカデミー推進部長	長塚	隆史	会計管理室長事務取扱	宇民	清
福祉部長	鈴木	裕佳	教育推進部長	吉田	雄大
兼福祉事務所長	木塚	裕佳	監査事務局長	渡邊	了

事務局職員

事務局 局長	佐久間 康一	議事調査主査	菅波 節子
議事調査主査	杉山 大樹	議事調査担当	阿部 隆也
議事調査主査	小松崎 哲生	議事調査担当	鍋部 由起子
議事調査主査	糸日谷 友	議事調査担当	眞鍋 由起子

議事日程

日程 第一 一般質問について

午後二時開議

○議長（白石英行）

ただいまから、本日の会議を開きます。

二番 吉村美紀 議員
二十六番 上田ゆきこ 議員

本件は、会議規則に基づき、議長において、

○議長（白石英行）

まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

を指名いたします。

○議長（白石英行） これより、日程に入ります。

日程第一、一般質問を行います。

〔品田ひでこ議員「議長、二十七番」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 二十七番品田ひでこ議員。

〔品田ひでこ議員登壇〕

○品田ひでこ議員 二〇二五年六月区議会定例議会、政策チームA G

ORAを代表して品田ひでこが一般質問をいたします。

小学校で今課題となっている朝の子どもの居場所について、文の京の教育長に最初に要望します。

朝の小一の壁は、保育所より小学校の登校時間が遅いため、親の働き方に影響が出たり、親の出勤後に小さな子どもが家や校門前で学校が開くのを待っていたりすることが課題になっているものです。

実は私も、交通安全の旗振りをする際に、小学生が八時前に登校して、開門前に友達と待っていたり、低学年が親と一緒に登校して開門を待っていたりする姿をよく見掛けます。開門直前には七、八十人ぐらいが歩道にまで一杯になります。一般の歩行者が通りづらそうにしている、何とかならないかいつも気になっています。

学校は、教職員の負担軽減から「開門前に早く学校に来ないで、始業時間に合わせて登校するように」と呼び掛けてはいるそうです。

しかし、保育園では八時前でも保育できたのに、小学校になったら急に親の出勤時間と合わない場合、入学直後の一年生が、一人で家の戸締まりをしてから登校するのは極めて困難でしょう。

こども家庭庁は、「適切な支援につなげる必要があるとして、全国の自治体に、地域のニーズを把握して実情に応じて対策を進めるように」と通知する方針です。

また、東京都は、令和七年度当初予算で、平日の朝の時間帯に小学校を活用し、安全・安心な子ども居場所を設け、校庭等で自由遊びやスポーツ等を提供する支援（補助率…都三分の二、区市町村三分の一）、予算額八千万円の新規事業を打ち出しました。

都内の先行自治体は、令和六年度から三鷹市、八王子市が校庭を開放、令和七年度からは品川区、豊島区も取り組み始め、今年度中に全区小学校に広げる予定と公表しています。

一方、文京区では、二校で、地域ボランティア等の協力で居場所対策を行っていると同っています。

私は、朝の小一の壁対策等にも効果が期待されることから、環境が整った小学校から順次始めて、区内全校に広めていくべきと考えます。

朝の子どもの居場所づくり事業を区立全小学校に広め、東京都の新たな事業補助金を活用するなどして安全・安心な居場所を確保するよう強く要望します。教育長の早期決断を求め、課題解決にお取り組みください。

次に、五歳児健診の実施を。

こども家庭庁は、五歳前後は言語能力や社会性が高まる時期に当たり、言葉の遅れなどから発達障害の特性を認知しやすい時期とされていることから五歳児健診の実施を奨励しています。

そして、五歳前後が、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期であり、就学に向けて地域でのフォローアップ体制を構築することが大事とし、この考え方からこども家庭庁は五歳児健診を三年後の令和十年度までに全国一〇〇%実施を目指しています。

現状、文京区の乳幼児健診は、区独自で生後四、六、九か月の健診と、母子保健法で義務付けられている一歳半と三歳児健診を行っている

ます。

五歳児健診は自治体の任意であることから、文京区ではまだ実施していません。国の令和四年度調査で、全国の実施自治体は一四％にとどまっています。

そこで、こども家庭庁は、令和七年度から五歳児健診を実施する自治体の健診費用の補助額を引き上げて、市町村と国が二分の二ずつを負担するとしたほか、継続して支援する体制を整備するため保健師や心理士などへの研修費用も補助するなど、支援を強化しました。

東京都は、今年度、五歳児健診区市町村支援を新規事業とし、地域のフォローアップ体制にコーディネーターの配置や普及啓発費用補助二億円を計上しました。

一方、専門家の星槎大学大学院の岩澤一美教授は、就学前健診よりも更に一年前に行く五歳児健診について、次のように述べています。子どもの発達の特性や段階を早期に把握することで、保護者と学校、医療機関などの連携が可能となる。

支援が必要な子ども、そうでない子ども、情報が早めに学校に伝わることで、学校側の支援や受入体制が確立できると期待される。

発達障害の子どもを探すのが五歳児健診の役割ではなく、子どもの強みや弱みなどが分かることで、保護者としても、子どもにどう対応していくか子育ての仕方にも関わってくる。

健診の結果を受け入れられない保護者もいるので、その後のフォローで「どう対応したらいいか」を併せて伝えることも大切。

さらに、五歳児健診の普及により発達障害への理解が更に進むと期待と、見解を示しています。

こうした効果を見込んで、五歳児健診を独自に実施している自治体を紹介すると、埼玉県春日部市は、昨年十二月から新たに五歳児健診

を始め、月に二回、希望者に集団で健診を実施しています。担当者は「適切な支援につなげるためいち早く実施した。得意や苦手を把握して早期に準備を進めることが大切、就学までに集団生活を学べる特別教室や、学校生活を体験できる取組も実施していく予定」とのことです。

千代田区では、運動機能や心理・情緒の発達期に、基本的な生活習慣が確立し、社会性を身に付ける重要な時期として、保健所で五歳児健診を実施しています。

また、二十三区では、大田区が試験的に、ほか数区で取り組み始めています。

文京区が五歳児健診を実施するには、まずは医師の確保や健診後の支援体制の構築が課題となると考えられますが、子どもの成長にとって適切な時期に健診することは大切です。文京区として五歳児健診の検討に入り、早期実施を提案します。区長の見解を伺います。

次に、次世代型ソーラーセル実装検証事業（ペロブスカイト太陽電池）を。

「軽量、かつ柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池は、これまで太陽電池が設置困難であった場所にも設置を可能とするとともに、主な原料であるヨウ素は、我が国が、世界シェアの約三〇％を占めるなど、再生可能エネルギー導入拡大や強靱なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術である」とし、国は環境省や経済産業省と連携して推進しています。

そして、国内市場の立ち上げに向け、その導入を支援することで、導入初期コスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルの創出を目指し取組を強めています。

ペロブスカイト太陽電池は薄く軽くフレキシブルな特徴から、既存

のシリコン系太陽電池に代わる発電技術として、今や注目されていますが、一方で、外部環境に敏感で、湿気や酸素、紫外線などの影響を受けやすいなど、実用化に向けては幾つかの点で課題があることから、現状は、開発に積極的に取り組んでいる企業や研究機関を応援している段階です。

東京都では二〇二三年五月、実用化に向けた開発企業との共同研究で、国内初となる下水道施設、森ヶ崎水再生センターにフィルム型ペロブスカイト太陽電池を設置し、国内最大規模の検証を開始、二〇二三年六月に都庁執務室に、二〇二四年三月から都庁展望室にディスプレイと五個の民間開発のセンサーを設置し、温度湿度、CO2濃度等のデータをディスプレイに表示し、施設の維持管理及び来場者の安心感醸成につながるソリューションとして検証しています。一年間の検証を更に一年延長して現在も継続中です。

そのほか、サービス付き高齢者向け住宅、コーシャハイム向原、東京国際クルーズターミナル、臨海副都心青海地区の建物内で実装検証を進めています。

都の実装検証結果では「屋内外において必要な発電性能を確認。年間を通じて発電電力を用いた安定通信が可能」等の有効性を確認しています。

こうした研究成果について、先月視察した大阪・関西万博の大阪へルスケアパビリオンの天井に設置されたペロブスカイト太陽電池を実際に見てまいりました。

また、西ゲートバス停の屋根にも設置されていて、蓄電池に電力をため、夜間のLED照明点灯に活用しているという説明も受け、期待できると実感しました。

東京都は「開発企業等が民間施設など、様々な環境で検証・改良に

取り組む経費の一部を助成、この事業は企業等が申請し、都内ならどこでも対象地域となり、文京区内も対象となる」と、環境局気候変動対策部再生可能エネルギー実装計画担当課長に確認をさせていただきました。

つまり、開発企業等の実装推進事業を文京区に誘致することは可能なわけです。

東京都の次世代型ソーラーセル実装検証事業を活用して、シビックセンターで実装検証を行うという提案はいかがでしょうか。

また、小・中学校など教育施設や新たな青少年プラザにペロブスカイト太陽電池を社会実装モデルとして設置することは可能と考え、検討を求めます。

文京区が、子どもの環境教育や再生及び創エネルギーに積極的に取り組んでいる姿勢を区民にお示しする絶好の機会と捉え、区長と教育長に提案します。

次に、プラスチック分別回収事業の成果と課題。

文京区のプラスチック分別回収事業は、令和四年十月から翌五年二月まで町会のモデル事業を経て、その課題等を整理、検証して、本年四月から区内全域でプラスチック分別回収が実施されました。

当初は、周知啓発の徹底がどこまでできるのか、また区民の迷いもありましたが、回収量は、収集の日を重ねるごとに増えていると、私自身実感しています。

今まで可燃ごみで出していた容器や包装が、よく見るとほとんどプラマークが付いていると再認識し、プラスチック分別をすると可燃ごみが少なくなったなあと感じています。

また、区の清掃員からは「四月当初は心配したが徐々に分別が進んできて、区民の意識の高さと協力に感謝している」と、現場の声を頂

いています。

こうした実感は、区民の間でも共有されたことから、可燃ごみの約一五%を占めるプラスチックをリサイクルすることで、ごみ減量年間約二千二十八トン、CO₂削減年間約二千九百八十一トンの目標は、早い時期に達成できるのではと期待されます。

プラスチック分別回収の実施分析は、半年経過した九月に行うとは伺っていますが、四月スタートのプラスチック分別回収は順調に実施されていることを評価し、まだ二か月ではありますが、現時点での実績、分析、課題をお聞かせください。

次に、住宅・住環境に関する施策展開について。

区の住宅・住環境施策を総合的に推進するための基本計画として、本年三月に文京区住宅マスタープランが改定されました。

あらゆる住宅の質の向上、多様な世帯の安心・快適な暮らしの実現、誰もが暮らしたくなる住環境の形成の三つを基本方針として、生活環境の大きな変化による新たな課題への対応が求められるとしています。

そのうちの一つ、「高齢者・障害者等の身体状況に対応したバリアフリー化改修支援や、ユニバーサルデザインに配慮した住みやすい良質な住宅を誘導する」と方向性を示された点について伺います。

文京区の高齢者・介護保険事業計画を見ると、高齢者や障害者の住宅におけるバリアフリー化は、住環境課の担当で改築工事費用等の一部を助成しています。

その実績は、高齢者等住宅修築資金助成、令和六年度八件、百十五万八千円、年平均で十二件程度、また、介護保険における住宅改修費の支給、令和六年度五百二十八人、給付費約四千四百九十四万円、介護保険以外の高齢者住宅設備等改造事業、令和六年度二十九件、約七百十七万円です。

こうした助成事業に加え、中野区は、区内マンションを建てる際は、全部屋のうち二割をバリアフリーに配慮した仕様にすることを義務付ける方針を打ち出しました。

三階以上、部屋数が十二以上の集合住宅を建てる事業者は、廊下の幅八十センチメートルを設ける、玄関、便所、浴室、廊下には手すりの設置、将来的に設置できる構造に、また、段差のない、床を滑りにくくする努力も条件に求めています。多少経費が掛かっても、高齢者や障害者が暮らしやすい部屋を増やすことを期待して、この六月議会に条例提案する予定との報道です。

新築時に初めからバリアフリー構造を義務付けておけば、高齢になっても住み続けられるので、住宅改修に掛かる費用も区の助成も時間も削減できます。バリアフリー住宅を民間の力で増やし、良質な住宅ストックの形成ができる条例案です。この中野区の発想は、すばらしいです。

近年、ゼロ・エネルギー・ハウスなど省エネルギー性能の高い住宅への取組は、急速に進展しています。

また、バリアフリー法に基づき多数が利用する施設が整備され、東京都福祉のまちづくり条例の施策は進められています。

しかし、文京区が、最低限のバリアフリー化ではなく、個人の住宅や集合住宅等にその考え方を積極的に取り入れることは将来を見据えた重要な視点と考えます。

戸建て住居やマンション等の新築時に、一定の条件で高齢者や障害者対応のバリアフリー化を義務付ける制度と条例制定に取り組んでいただきたいと考えますが、区長の見解を求めます。

次に、「区の都市像を示す文京区住宅マスタープランの「あらゆる住宅の質の向上」の循環型社会への対応及び「多様な世帯の安心・快適

な暮らしの実現」の主な取組に挙げていただいた、私がかねてから問題提起している宅配ボックス設置に向けた検討について伺います。

私は、二〇二四年二月及び九月の本会議一般質問において物流二〇二四年問題を取り上げて宅配ボックス設置を強く呼び掛けてきたことは御承知と思います。

その後の文京区住宅マスタープラン策定で、主な取組に「宅配ボックスに向けた検討」（新規）の掲載があり評価はいたしますが、「宅配便の再配達によるCO2排出量を削減するため、一定規模のマンションにおける建築時の宅配ボックス設置の努力義務化及び既存住宅における宅配ボックス設置に係る費用助成について検討」とうたっているのに事業スタートは示されていませんね。

この間の検討状況を教えてください。

二〇五〇年カーボンニュートラル実現の文京区、一定規模のマンションにおける建築時の宅配ボックス設置の努力義務化は、いつから実施するのですか。

また、既存住宅における宅配ボックス設置に係る費用助成は検討中ですか。いつから助成事業を始めるおつもりですか。スピーディーな実施を求めお伺いします。

最後に、障害者アーティストの発掘、作品展示機会を増やし商品化へ。

令和四年度から始まったBunkyō Brutは、社会福祉協議会の事業として障害者アート作品をギャラリーシビックでの展示、街中アートなど、鑑賞機会を増やしてきました。

特に、アート・コミュニケータによる解説は、作者の作品への思い、制作の過程、障害特性を含めた作者の人となりを知りながら障害者アートを鑑賞し、区民に大好評でした。

また、パラリンピック文化プログラムのレガシーでは、ボッチャ種目などプラススポーツの普及を推進してきました。

この事業の成果から、令和七年度の重点施策とされた障害者文化芸術活動推進事業、アールブリュット文京として展開し、障害者アートを区内に広げていく予定と聞いています。

さらに、今後、文京区商店街連合会と連携して、社会的課題に対する取り組み経費の補助を行うなど、全庁的な事業展開に、まずは評価します。

引き続き、障害者アートを推進される事業、具体的には障害者アーティストの発掘、プロデュース、啓発や発信を進めてください。

その象徴とも言える、私がかねてから注目している盛岡市のヘラルボニー（異彩を放つ作家とともに、新しい文化を創るクリエティブカンパニー）は、驚くほどの躍進で、今や世界的な企業になっています。

先日、銀座店に伺い、お話を伺いました。

コンペを開催して世界中から障害者の作品を募集し、専門家が審査し、優秀な作品は作家と契約、デザイナーによる商品化などプロデュースするそうです。今では国内外の有名ブランドや大手企業からも引き合いが多くあるそうです。

商品には名刺サイズのカードが付いていて、QRコードで作者のプロフィールや制作手法などの情報が得られます。契約作家は百五十人にも上ります。

文京区でも、多くの人が、作品の背景を知り、作品に親しみを持っていただけるように、QRコード付きのキャプションやカードなどを活用すること、さらには、区民と障害者アートとの出会いを一層創っていたきたい。

そして、文京共創フィールドプロジェクト（B十）の事業を通じて、障害者アートを応援するスタートアップ企業やクラウドファンディングによる支援を提案します。

さきに述べたヘラルボニーのようなブランドが誕生すれば素晴らしいことです。

また、TOPPANの可能性アートプロジェクトとのタイアップや障害者アートのサブスクなど、いろいろな可能性を探ってみてください。

障がい者の活躍の場を広げていくために、令和九年度スタートの新たな文京区アカデミー推進計画の策定において、障害者アートやインクルーシブスポーツをどのように盛り込んでいくお考えか伺います。

以上で質問を終わります。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 品田議員の御質問にお答えします。

最初に、五歳児健診についての御質問にお答えします。

五歳児健診は、身体の発育・発達や、社会性の発達、生活リズム等を確認するとともに、行動や運動、言語面の課題を早期に発見し、就学に向けて必要な支援を開始するための重要な機会であると捉えております。また、発達等への保護者の気付きを促すだけでなく、保護者に不安がある場合には傾聴し、多職種による助言を行う専門相談の場でもあると認識しております。

現在、区では、医師等の確保や、発達面の評価方法及びフォローアップ体制の構築等の課題について、先行自治体への調査や、医療機関等との意見交換などを行っております。

引き続き、五歳児健診の早期実施に向け、検討を進めてまいります。次に、次世代型ソーラーセルについての御質問にお答えします。

次世代型ソーラーセルは、軽さや柔軟性から、屋上や屋根以外の場所にも設置することが可能であり、本区のように集合住宅が多い密集した地域では有益な技術と認識しております。

議員御指摘のとおり、都の社会実装推進事業が都有施設を中心に実施されているところであり、まずは、都の実装事業の結果を注視するとともに、実用化に向けた課題や、他自治体や企業の取組について積極的に情報収集を行い、次世代型ソーラーセルの有用性や将来的な導入の可能性についても検討を進めてまいります。

なお、シビックセンターを含めた区有施設における実装検証については、これらの状況を注視してまいります。

次に、プラスチック分別回収事業についての御質問にお答えします。一日当たりの平均回収量は、既に目標量に迫る状況で順調に推移していることから、多くの区民に認知されているものと捉えており、町会等地域の協力の大きさと区民のリサイクルに対する意識の高さを再認識しているところであります。

今後は、残渣等の少ない、より質の高いプラスチックを回収するため、適切な分別を促すことや、決められた回収日に出していただくことの徹底が課題と捉えております。

これらの課題を踏まえ、更なる区民への周知・啓発に取り組んでまいります。

次に、住宅の新築時に、バリアフリー化を義務付ける条例の制定等についての御質問にお答えします。

本区では、文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例及び文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要

綱に基づき、共同住宅の建設に際して、玄関の出入口や廊下の幅を八十センチメートル以上とするなど、バリアフリーの対応に努めるよう指導しているところ。

戸建て住宅については、バリアフリー化を義務付ける制度はありませんが、必要な方に対する助成制度を設けております。

御提案の条例制定については、他自治体等の状況を注視しながら、研究してまいります。

次に、宅配ボックスの設置に関する御質問にお答えします。

まず、一定規模のマンション建設時の設置の努力義務化の時期についてのお尋ねですが、文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱を改正し、本年九月より宅配ボックスの設置を求めてまいります。

次に、既存住宅における宅配ボックス設置に係る費用助成についてのお尋ねですが、他自治体の取組等も踏まえ、来年度の実施に向けて、必要な助成事業の検討を進めてまいります。

最後に、障害者の活躍の場についての御質問にお答えします。

アカデミー推進計画については、本年度、計画策定に向けた実態調査を予定しており、アンケート等の情報収集により、障害者アートやインクルーシブスポーツなどの活動の現状を把握してまいります。

本計画の策定に当たっては、障害者アートを「誰もが文化芸術活動を楽しむことができる機会の創出」、インクルーシブスポーツを「誰もがスポーツを身近に感じる機会の拡充」の施策として検討し、障害者に対する理解促進及び活躍の場の推進に努めてまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、朝の子どもの居場所についてのお尋ねですが、一部の小学校において、地域の方々の協力の下、児童の体力向上や遊び場の提供を目的として、朝の居場所づくりに取り組んでおります。現在、全小学校に朝の居場所の詳細や今後の意向について確認をしているところです。

朝の子どもの居場所については、子育て世帯の働き方を社会全体の課題として捉えることが必要であると認識しております。

今後は、保護者のニーズ等を把握しながら、各学校や地域の実情、他自治体の取組事例などを踏まえ、子どもの居場所づくりの支援策について検討してまいります。

最後に、次世代型ソーラーセルの小・中学校等への設置についてのお尋ねですが、次世代型ソーラーセルについては、その軽さや柔軟性から、屋上や屋根以外の場所にも設置することが可能であり、再生可能エネルギーの創出を実現する有益な技術として認識しているところです。

既に、一部の区立学校では、太陽光発電の発電量を可視化することで、子どもが再生可能エネルギーについて学べるよう取り組んでおります。

次世代型ソーラーセルを社会実装モデルとして、小・中学校や青少年プラザ等へ設置することについては、今後の研究課題であると捉えております。

他自治体の取組についても情報収集を行い、次世代型ソーラーセルの有用性や将来的な導入の可能性について、検討を進めてまいります。

○議長（白石英行） 議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後二時三十五分休憩

午後二時四十五分再開

○議長（白石英行） これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔金子てるよし議員「議長、十九番」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 十九番金子てるよし議員。

〔金子てるよし議員登壇〕

○金子てるよし議員 二〇二五年六月定例議会に当たり、日本共産党文京区議会議員団を代表し質問します。

区長は所信表明で物価上昇に「十分注意する」と言われましたが、二月定例議会で我が党の更なる補正対応を求めた暮らし支援策の求めに応じませんでした。同時に、必要に応じ区民・事業者支援を行うとのことでしたが、今議会でも暮らしや地域経済支援の補正予算は提案されていません。

日本共産党文京区議会議員団は四月から区民の皆さんの要求をお聞きするアンケートを行い、八百六十四件の回答が寄せられ、この一年間で暮らしが「悪くなった」方は六七・九%で、原因は「物価高騰」が九五・八%にも達します。物価高が暮らしに深刻な影響を与えているとの認識はありますか。今からでも今議会に、暮らし応援の補正予算を組むべきで、併せて伺います。

区民アンケートには、二十代正社員の方から「社会保険料と税金が高過ぎる」、「今の日本で明るい未来なんてあるものか、という心境で、生活のために日々頑張っております」、こういう声が届いています。二十から四十代中心に税金の引下げを求める声も多数寄せられ、世論調査では七割以上が消費税の減税や廃止を求めています。日本共

産党は国債など借金に頼らず、大企業や富裕層優遇を改め、軍事費や原発の削減、政党助成金の廃止で財源を賄う消費税減税を提案し、首相は「立派」と答弁しましたが、区長は恒久財源とセットの消費税減税をどう考えるか、国に消費税減税を求めると併せ、伺います。

区が実施した十九歳から三十九歳の若者調査でも、四人に一人以上が家計は「赤字」か「ぎりぎり」の状況でした。実質賃金はマイナス、米の値段は二倍です。区民の暮らしを物価高から守ることが必要です。日本共産党東京都議会議員団が二〇二〇年から求めてきた水道代値下げが一部実現しましたが、四か月限定の基本料金無料化は延長を都に求めること。また、福手ゆう子都議会議員ら日本共産党東京都議会議員団の論戦で給食無償化経費の半額を都が負担し、区の負担は四億円減りましたが、この一部を使い教材費や修学旅行費・移動教室代などを無償化し、物価高騰対策として緊急に一万円支給すべきで、併せて伺います。

円安と物価高が打撃となり、区内の布団屋さんから「円安の影響で輸入価格が上がっている」、おそば屋さんからは「やむなく全商品を五十円値上げした。地域の商店街を潰さないで」、こういう声が寄せられています。区民アンケートで、地域経済支援について聞くと、区独自の固定費への支援が四四・五%、中小企業への賃上げ支援が二四%でした。区独自の家賃・リース代・光熱費などの固定費補助を実施し、岩手県・徳島県・群馬県・奈良県で実施する中小企業への賃上げ直接支援を、都に求めるべきで、併せて伺います。

莫大な税金投入によるタワーマンション建設は、都心の中古マンション価格高騰を招き、区内では家族向けが平均一億円を超える事態です。区の若者調査でも、お金の不安や悩みのある費用の第一位は「居住費」で六一・九%でした。区民アンケートには三十代の方から「分

譲マンションを区民に安く買えるようにして」との声が寄せられています。都に対し百万世帯対象に月一万円の家賃補助を行い、都営住宅などを十年で十五万戸造るよう求め、区は住宅基本条例に基づき、家賃補助制度をつくり、区内で住宅購入できるよう支援すべきで、伺います。

訪問介護の基本報酬が二〇二四年度改定で削減された影響について、東京保健生活協同組合は今年一月、区内三十事業所にアンケートを行い、回答した十事業所全てが介護報酬の引下げに「納得できない」、訪問介護事業所の基本報酬の緊急改定を「求めたい」、経営状況は「悪化」又は「存続困難」と回答したことが、文京自治問題研究所の学習会で報告されています。区内の訪問介護事業所は存続の危機との認識はあるか、お答えください。

訪問介護報酬の削減について区内事業所の経営者に伺うと、求人コストや光熱水費、物価上昇で負担は増えているのに「一律で訪問介護の収支差率がプラスになるからといって基本報酬を引き下げるといのは訪問介護の存在意義を軽く見ているとしか見えない」、「今回の改定は役人の机上の論理だけで決定し現場を無視された。介護保険の理念である在宅で住み続けられるために必要な訪問介護をないがしろにしている」と指摘されています。区に介護報酬の緊急改定を求め、報酬削減後の事業所の窮状を調べ、区独自の財政支援をすべきです。併せて伺います。

訪問介護の現場からは、雨や風、雪が降っても電動自転車で移動するのに「交通費も出さずサービス提供時間のみが報酬」、「自転車のバッテリーも事業所負担」で「文京区は坂が多く電動自転車が移動に不可欠でガソリン代だけでなく支援を」との声が寄せられました。訪問介護ヘルパーの移動と電動自転車・電池・電気代に区独自の財政支援

を求め伺います。

また、介護保険の制約や公的福祉の後退で訪問ヘルパーが対応できず、入退院の準備や同行、室内の掃除や買物などをケアマネジャーが無報酬でやらざるを得ないシャドーワークと呼ぶ実態があると聞きました。実態把握しているか。区独自の手当を出すべきで、併せて伺います。

訪問介護の危機について、四月十四日の厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会でも、全国市長会代表が国による事業者への直接給付財政支援の緊急措置を要請しましたが、区として訪問介護事業の施策をどう拡充するのか。世田谷区が行った緊急安定経営事業者支援給付金（総額八億七千万円）の事業に学んで、区としても補正予算を組み、緊急に行うよう求め、併せて答弁を求めます。

なお、報酬削減の撤回を求める地方議会の意見書は、十六道県議会を含む二百八十九議会に広がっています。文京区議会からも提出することを全会派の皆さんに呼び掛けます。

高齢者の補聴器購入補助は今年度から所得制限が撤廃され、補助額上限を二万五千円から七万二千四百五十円に引き上げ、五年後の再申請を可能としたことは一歩前進です。補聴器補助の開始以来の実績と、今年度の現在までの実績について申請者数と購入額平均を年度ごとにお答えください。

補聴器購入補助は千代田区では全年齢を対象とし、三鷹市、調布市、狛江市では高齢者以外も対象としています。文京区でも全年齢を対象とし金額を十四万四千九百円に引き上げるよう求め、伺います。

なお、高齢者等実態調査で、補聴器の必要性、購入希望、利用の効果などを調査し実態をつかむこと、また、難聴を早期発見するために区民検診に聴力検査を追加するべきです。伺います。

東大前駅で五月七日、包丁による切り付け事件が発生した隣の車両に乗車していた聴覚障害の方から「何があったか分からず、ほとんどの乗客が車外に退避したが、自分と外国人の二人だけが乗車したままだった」、「緊急時の情報が伝わるようにしてほしい」との要望が寄せられました。

また、発達障害の方から「千駄木駅で二十分以上、迷子になりぐるぐる回ってしまった。駅員が一声掛けてくれないのは悲しい。優しい社会になってほしい」との願いが寄せられました。確認しますと根津駅や千駄木駅の改札に駅員がいる時間は平日九時から十時の一時間だけで、新御茶ノ水駅の無人の改札では案内用の多言語対応タブレットがあるものの視覚障害者の方から「使えない」と改善を求める声が寄せられました。

区の障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通促進条例は「障害者は可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を同一の時点において取得することができなければならない」と理念を掲げ、事業者の責務として「基本理念に基づき、障害者がその必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう努める」としています。私に寄せられた三つの障害に係る切実な実態は、情報取得・利用・円滑な意思疎通に支障が生じたもので、地下鉄事業者の責務が問われているとの認識はあるか、それぞれ伺います。

情報や施設のバリアフリー実現は、障害あるなしにかかわらず切実な区民の願いです。根津駅・千駄木駅始め区内全ての駅に二か所目のエレベーター設置、根津から道灌山下、本駒込五丁目までの不忍通りの歩道の真ん中にある電柱を道路拡幅とは切り離しての移設促進、根津駅から不忍通りふれあい館までの歩道に点字ブロックを設置するな

どの課題について、私は繰り返し関係機関に伝え実現するよう求めてきましたが進展はあるのか、区の取組と成果を伺います。

日本共産党文京区議会議員団は、新築の学校と古い学校の教育環境格差を無くすため、普通教室だけでなく、特別教室の改修も要求し、昨年度から二〇二七年度までに十小学校、六中学校の九十三教室の工事を行うことになりました。

小学校五校と中学校四校の工事入札が行われ区内業者が決まりましたが、それに先立ち入札が行われた礪川小学校のみ墨田区の事業者となりました。三月七日、礪川小学校の入札の一回目は区内九者と区外一者が参加したが、七者が辞退、残る三者は予定価格を超えました。二回目の入札で区内二者は辞退、区外一者は不参で入札者なしなのに、区は一回目入札者の金額が低い事業者と随意契約交渉を行い、地方自治法の規定で一番低い区外事業者と随意契約をしました。

特別教室改修については、改修工事発注管理支援として明豊ファシリティワークスと契約し二〇二三年度九千二十万円、二〇二四年度七千二百二十万円も支払いサウンドディング調査も行っているのに、なぜ予定価格超えとなったのか。また、東京電子自治体共同運営サービスの入札経過調書には二回目は二者が辞退、一者は不参とされているのに、区の入札結果調書には不参との記述はありません。なぜ記載方法が違うのか、併せてお答えください。

入札で不参というのは届出なしに入札手続をやめることで、参加しないという意思表示もしない事業者と契約を締結することはあり得ないと思いますが、なぜ契約できたのか、この五年間、こうした例は何件あったのか、お答えください。二回目も不参なら再度の入札を行う方法もありますが、なぜその選択をしなかったのか、お答えください。我が党だけでなく他の会派の方々からも区内事業者に発注をとの声

もありましたが、区外事業者との契約は、区内事業者支援策からそれる大問題で、残る七校の工事発注は、地域経済振興のために全力を尽くすべきです。お答えください。

昨年度十一月に行われた英語スピーキングテストE S A T・Jに關し、十二月二日の文教委員会で教育委員会は不具合の報告は一件もないと答弁されています。

しかし、都の発表ではタブレットの不具合や試験監督のミスで再試験となった生徒が前年度の四倍超の二百五十五人に達しています。区内で再試験を受けた生徒の数と区の対応を伺います。

運営事業者ブリティッシュ・カウンシルは午後一時から始まる試験の十五分前まで試験監督を緊急募集するメールを発信していた、高校入試に關係するテストと知らず従事した試験監督がいた、開始合図が早過ぎた・忘れるなどの事例で会場で混乱があったことを承知していたか、お聞きします。

また、この試験運営に關し都教育長が自治体教育長の集まりで説明した際、数人から発言があつたと聞きますが、どんな発言内容だったか、教育長はどう受け止めたのか、お聞かせください。

現役の都立高校生に聞きますと、E S A T・Jの結果が高校の学びの充実には一切使われていないとのこと。区はそうした実態を都教育委員会から聞いているのか、また、都は英語力を向上させるといいますが、その成果はどう報告されているのか、伺います。

撤退したベネッセから替わったブリティッシュ・カウンシルは、東京都と二〇二八年度までの六年間の協定を結び、総事業費は二百十億円を見込みます。しかし、試験運営に問題がある上、東京新聞三月十八日付は、最大四十か国での事業閉鎖の可能性があり、三百八十億円の負債を抱え、財政悪化と報じています。都教育委員会は「日本での

事業に影響はないと聞く。テストも継続する」と答えています。受験生や保護者に大きな不安が生じています。これ以上続けることは入試の公平性を保てないだけでなく、子どもたちに負担を強いるだけの無駄遣いです。今年度の入試活用中止を東京都に強く求めるべきです。お答えください。

昨年二月に竹早公園・小石川図書館一体的整備基本計画の中間のまとめが公表されて以来、区民から寄せられている「図書館の充実を」、「テニスコートは減らさないで」、「子どもが使う公園を主眼に計画を」との声には、それぞれ道理があります。

公立図書館は読書や知りたい・調べたいという要求に応え、生活・なりわい・学業のための資料や情報を提供し生存権の文化的側面である学習権を保障する機関です。全館で一つの総合図書館とのコンセプトで生活圏域に八館二室を整備してきた優れた到達を踏まえ、老朽化した小石川図書館建て替えは図書館全体の水準・機能を向上させる機会と捉え直し、区民の意見を聞き図書館全体の機能を向上させる決意が必要です。伺います。

スポーツは権利とするスポーツ基本法に基づき週一日以上のスポーツ実施率七割を目指す中で、文京区での実施率は五四・九%にとどまる中、「テニスコート数を減らさないで」という声には根拠があり、公園の拡充も子育てニーズ調査で小学生保護者の要望第一位であり切実な要求です。

しかし、中間のまとめは小石川図書館が公園とつながることで、にぎわいやざわめきと共存するとし、管理エリアについても三施設の管理系諸室をできる限り集約するとしています。区民は三施設とも拡充を求めているのに、小石川五丁目の既存エリアだけで一体的に整備し充実させること自体に無理があるのではないですか。そこで、中間の

まとめの三章と五章以下は白紙とし、小石川図書館建て替えを契機に、ユネスコ公共図書館宣言が言うように「実効ある聞き取りによって、地域の要求を満たし生活の質の向上に貢献する」区立図書館を目指し、余りに狭いとの声がある根津図書室や大塚公園みどりの図書室の拡充や向丘地域への新設を視野に入れた計画にするべきです。お答えください。

テニスコートは予算審査特別委員会でも提起したように、周辺の学校、購入した東邦音楽大学敷地、清掃事務所敷地や目白台運動公園なども含め現状から後退せず、多目的化して必要な面数を確保するべきです。伺います。

そして、図書館・スポーツ施設・公園を含む区民要求実現に向け、小石川税務署移転後の国有地や向丘一丁目の遊休民有地など、区内の官民の土地について調査し確保・活用の検討を提起します。お答えください。

東京都が三月に公表した東京都避難所運営指針は発災時に避難所でも誰もがストレスなく安全に過ごせるよう、独自基準を一部含む、国際基準のスフィア基準に準拠し、八項目の課題を挙げています。

生活空間について区のガイドラインでは三・三平方メートル当たり二人となつていますが、都は一人三・五平方メートルとしました。二〇二〇年度の調査で避難所の収容率は江戸川橋体育館二〇四％、根津小学校一九九％、林町小学校と指ヶ谷小学校一七五％、本郷台中学校一四七％です。生活空間を一人三・五平方メートルにしたとき、各校の収容率を伺います。

トイレ環境の確保はスフィア基準に沿い、発災直後は五十人に一基、一週間以降は二十人に一基とし、都独自基準で「震災時でも避難所において水洗トイレが使用可能であること」と定められました。区のガ

イドラインにトイレ個数の記載はなく、水洗トイレは使用可否の確認にとどまるため、都の指針以上にすべきです。伺います。

また、女性や要配慮者の対応で、都は女性や要配慮者を避難所運営委員会のメンバーに加え、当事者の意見を反映するとし、食事の提供についても「管理栄養士の活用等により栄養バランスの取れた食事を適温で提供するとし、キッチンカーを保有する飲食業との協定締結など重層的な食事の供給体制を確立する」としています。区もこれらを盛り込み、区独自の食料備蓄は三日分にする事、併せて伺います。

災害は今、このときに発生する可能性もあり、災害対策は急務です。区のガイドラインを一年以内に改訂するよう求め、伺います。

四月十五日からBーぐるの始発時間を遅らせ、最終バスは繰上げとなり、土日は一時間二便になり、「土日の利用で予定する会合に遅れてしまった」、「元に戻してほしい」という声が五人の方から私たちに届きました。

背景にある運転手不足は、コミュニティバス含む民間と都営バスの共通課題です。ソウル市では官民のバスを公的に一括管理し、バス労働者の雇用を改善し安定したバス経営を実現させています。パリでは赤字だから減便でなく補填こそ必要との見地で交通政策が実施されています。友好交流する都市の姿勢に学んで、東京都と二十三区が共同で運転手を育成・確保し、ルート拡充なども含め検討する協議体の創設を文京区が各区と東京都へ提起し、住民の移動権保障のためにBーぐるの安定的運行と路線維持・拡充に責任を果たすべきです。伺います。

今回の平日ダイヤ変更による影響には大きな差があります。平日ダイヤの最終バスは目白台小日向ルートと護国寺や本郷湯島ルートと天神下で四十分繰上げですが、向丘二丁目や千駄木の郷などでは十七分

繰上げにとどまる一方、千駄木駅は最終バスが三分遅くなっています。これには、運転手不足に加え、二十一時まで足立区の綾瀬にある車庫に帰るためのダイヤ変更という事情があります。Bーぐる最終便をシビック敷地内駐車にすれば、綾瀬までバスを運転して戻る負担と時間を解消でき、最終バス繰上げはある程度、解消できるのではないかと検討を求め、伺います。

Bーぐるは、都営バス路線廃止をきっかけに、区民の「病院や気軽に買物に行きたい」、「小まめに回るバスを」との声が上がっており、日本共産党文京区議会議員団が二〇〇五年六月に当時の区長から「交通の不便なところ、観光スポットや大学、高齢者、障害者対策として目的を検討」するとの答弁を引き出し、二〇〇七年から駒込千駄木ルートが運行が始まり、今は三路線の運行です。そして、物価高の下、利用者の負担軽減のため高齢者・障害者・子どもは無料にし、ダイヤを元に戻し千石・大塚での運行と根津や旧中山道などのエリアにもBーぐるを広げるよう求め、全て伺います。

根津、本駒込、大塚、春日などでフロントのないホテルの開設が進められ、文京区に住み続けてきた区民がつくり上げてきた住環境が脅かされています。住民からは「深夜のチェックインやカーポートを引くガラガラ音、ごみの問題など、苦情があるときはどこに言えばいいの」、「火事などが発生したときどうなるの」など不安の声が寄せられています。区への受け止めと人が常駐するフロントを必置とすることを求め、伺います。また、民泊を始める際、近隣住民への対面の説明会の開催を義務付けるなど、住環境を守るため区独自の対策が必要と考えますが、伺います。

二〇二一年八月に公表された、宝生ハイツ建て替え計画について、ここは第一種文教地区で、本来なら四十六メートルの高さしか建てら

れない地域ですが、総合設計制度を使い二十階建て七十メートルのマンションを建てる計画です。宝生ハイツと桜蔭学園との間は四メートルしかなく、高層マンションから桜蔭学園へののぞきや盗撮の懸念、子どもから日照を奪うなどが大きな問題になっています。

桜蔭学園の生徒からは「日が当たり明るい西館が、とても気に入っているのにずっと日が差さなくなり、カーテンを閉めつ放しとなるのは悲しい」、「隣の住人と目が合わないようすりガラスなどにされると閉塞感を感じて鬱になりそうで不安です」、「大人は子どもを守ってくれないのだろうか不安です。どうか安心して伸び伸びした学校生活を送らせてください」との声が上がっており、「情報ライブ ミヤネ屋」でも報道されました。

福手ゆう子都議会議員は三月の都議会予算特別委員会での声を示し、東京都子ども基本条例に照らし子どもの教育環境を守るべきとただすと都知事は「子どもの権利は大事」と答弁しましたが、区長は子どもの声をどう捉えるのか、伺います。

宝生ハイツ計画反対の署名は二万筆を超え、東京都の都市計画部の幹部が現地調査し学園の先生と懇談等をする異例の事態です。近隣町会は、公開空地などの問題で東京都とのあっせん調停中で、桜蔭学園は宝生ハイツとの崖問題で差止め請求訴訟を起こしています。これら世論を受け、東京都建築審査会が開かれ状況が続いています。

区が二〇一四年度に絶対高さ制限を導入した際、総合設計制度を例外としたことが子どもを始めとする区民の懸念を生み出している以上、区長は都知事答弁を尊重する見地で、この計画を見直すよう都に求めていくべきです。伺います。

埼玉県八潮市では一月に道路陥没しトラック運転手の方が亡くなられました。京都市では四月に古い水道管が破損し国道一号が冠水しま

した。所沢市では二月、四十六年前に埋設された水道管の破損で道路が冠水するなど、上下水道管の老朽化は深刻です。区内でも二〇二一年八月、関口一丁目と隣接する新宿区で六千五百五十二戸がガス供給停止になりました。福手都議会議員の聞き取りで、四十五年前埋設の老朽化水道管破損からの漏水が原因とされています。区長は原因についてどう掌握されましたか。伺います。

この事故について、二〇二一年九月の本会議で区長は「事故原因の調査終了後」に「再発防止策を始め、今後のガス管や水道管の更新予定、住民への周知など」について「関係者と協議する」と答弁されています。協議を行った事業者、回数、内容を全てお答えください。

三月の予算審査特別委員会で標準耐用年数五十年を超える下水道管の延長は五十五キロメートルであることが判明しています。このことについて都に更新計画を確かめたのか伺い、あわせて、水道管の耐用年数と区内に耐用年数超えの水道管は何キロメートルあるのか伺います。

以上で質問を終わりますが、答弁いかんで再質問を留保します。以上です。

御清聴ありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 金子議員の御質問にお答えします。

最初に、物価高騰対策に関する御質問にお答えします。

まず、物価高騰に対する認識などについてのお尋ねですが、一般のエネルギー価格や原材料費の高騰及び為替相場の変動等は、区民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしていると認識しております。

そのため、七年度当初予算においては、物価高騰対策として、昨年度に引き続き、文京区商店街連合会によるキャッシュレス決済還元事業への補助や区内店舗に対する電力・ガス・原材料費等の助成、介護保険サービス及び障害福祉サービス事業者等に対する光熱費補助に係る予算などを計上しております。

また、定額減税をし切れないと見込まれる区民を対象とした、定額減税補足給付金に係る事業にも取り組んでいるところです。

今後とも、国の政策や、都における一般の水道基本料金無償化の動きなどの動向も踏まえ、区民の暮らしと地域経済の活性化につながる取組について、スピード感を持って推進してまいります。

なお、本定例議会において、補正予算案を提出する考えはございません。

次に、消費税減税についてのお尋ねですが、消費税等の税制及びその財源については、国において議論がなされるべきものであり、国に対し減税を要望する考えはございません。

次に、水道の基本料金に関する都施策の延長についてのお尋ねですが、水道料金については、都において決定されるべきものであり、都に対し延長を要望する考えはございません。

次に、区独自の給付金についてのお尋ねですが、区では、物価高騰対策として、これまでも様々な事業を実施しており、新たに区独自の給付事業を実施する考えはございません。

次に、各種補助制度等に関する御質問にお答えします。

まず、物価高騰に伴う中小企業支援についてのお尋ねですが、区では、企業の収益力を高めることを目的に、持続可能性向上支援補助や各種認証取得費補助、中小企業人材強化支援事業補助等により、生産性向上・省エネ化等、中小企業の経営基盤強化につながる取組を継続

して支援しており、本年度は補助件数を拡充して実施しております。また、区内店舗に対する物価高騰対策支援としては「がんばるお店応援キャンペーン」に取り組み各店舗について、電力・ガス・原材料費等の助成を行ってまいります。

このため、現時点において、企業の固定費に対する新たな補助事業の実施や、都に対して賃上げへの直接支援を要望する考えはございません。

次に、都における居住支援についてのお尋ねですが、都事業の実施については、都において検討されるべきものであり、都に対し実施を要望する考えはございません。

次に、区における居住支援についてのお尋ねですが、本区では、人口や世帯数が回復し、住宅ストック数も増加していることから、定住促進型の施策は一定の役割を果たしたと考えており、区として新たな家賃補助制度や住宅購入支援を実施する考えはございません。

次に、区内訪問介護事業所に関する御質問にお答えします。

まず、経営状況の認識についてのお尋ねですが、全国的に経営が厳しい状況が多いことは認識しておりますが、各事業所が抱える事情により経営状況も異なると考えております。

次に、区独自の事業者支援等についてのお尋ねですが、訪問介護を始めたとした介護保険サービス事業は、介護報酬等により運営されることが基本であり、国に対して、安定的な事業運営が可能となる報酬とするよう、区長会を通じ、全国市長会から要望しているところです。

そのため、介護報酬について減収分を補助することは考えておりませんが、区では、アクティブ介護等の人材確保の取組や介護施設従事職員住宅費補助事業等の介護職員向けの補助などを継続的に実施しており、今後とも適切な支援に努めてまいります。介護事業所の状況に

ついては、高齢者等実態調査などにおいて把握していく予定です。また、訪問介護事業所への電動アシスト自転車購入等に対しては、都において一定の補助制度を設けており、現時点で区独自の補助は考えておりません。

なお、ケアマネジャーについては、法定外業務が課題となっていることから、国において、ケアマネジメント業務に注力するための負担軽減等の検討がされているものと認識しております。引き続き、国の動向を注視するとともに、区内のケアマネジャー等との意見交換を進め、実態を確認してまいります。

このため、更なる区独自の支援を行う考えはありません。

次に、難聴支援に関する御質問にお答えします。

まず、補聴器購入費用助成等についてのお尋ねですが、本事業を開始した年以降の件数と購入平均額は、令和二年度は三十三件で二十一万円、三年度は三十八件で十九万七千円、四年度は五十件で二十九万八千円、五年度は六十二件で二十五万五千円、六年度は六十五件で三十万五千円、七年度は五月末現在、三十五件で三十四万八千円となっています。

助成対象者や限度額については、本年度より拡大、増額したところであり、更なる拡充は考えておりません。

また、高齢者等実態調査については、今後、国が示す調査項目を踏まえて検討することとしております。

次に、区民検診における聴力検査の実施についてのお尋ねですが、国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査においては、生活習慣病予防を目的に、四十歳以上の方を対象として、国の標準的な健診・保健指導プログラムに基づき実施しております。

聴力検査はこのプログラムの健診項目ではないこと、また、聞こえ

に関する検査は、健康診査を受ける区民に一律に実施するのではなく、専門医による診断が必要と認識していることから、特定健診に聴力検査を加えることは考えておりません。

次に、情報や施設のバリアフリーに関する御質問にお答えします。

まず、公共交通機関における情報の取得や意思疎通等についてのお尋ねですが、昨年四月に施行した障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例では、事業者の責務として、障害のある方が情報の取得・利用、円滑な意思疎通を図ることができるよう努めるものと規定しています。

また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律においても、公共交通事業者等に対し、移動のために必要な措置を講ずることが努力義務とされており、各公共交通事業者の対応が求められているところです。

区としては、事業者が理解を深めることで、誰もが安心して公共交通機関を利用できるよう、具体的な事例等を踏まえつつ、区条例や同法の趣旨について、機会を捉え伝えてまいります。

次に、駅におけるエレベーターの設置についてのお尋ねですが、バリアフリー基本構想策定後、三田線春日駅、有楽町線護国寺駅に二基目のエレベーターが設置されるなど、整備されてきております。

引き続き、鉄道事業者には、整備が進むよう働き掛けてまいります。次に、不忍通りにおける電柱移設等についてのお尋ねですが、不忍通りを管理する都に対し、電柱の移設や視覚障害者誘導用ブロック等の設置など、歩行者等の安全対策について、定期的な会議等を通じて要望を伝えておりますが、現状、電柱の移設は困難と聞いております。

次に、礪川小学校の特別教室改修工事に関する御質問にお答えします。

まず、予定価格についてのお尋ねですが、工事を発注する際の予定価格については、都が公表している最新の労務単価を基に積算しております。

この単価は、近年の物価上昇や建設資材価格の高騰等を反映した単価となっておりますが、実際に施工する民間事業者が積算に用いている単価とは異なるため、入札価格が予定価格を上回ったものと認識しております。

次に、入札に関する調書の記載の違いについてのお尋ねですが、東京電子自治体共同運営サービスにおける入札経過調書は、入札の経過について事業者や都民に広く周知するものです。

一方、本区の入札結果調書は、本区の契約に必要な書類として入札の結果を表記するものであり、それぞれの趣旨や目的が異なるため、記載内容や方法が異なっております。

次に、入札手続についてのお尋ねですが、本区では、二回目の入札における不参について、一回目の入札に参加して応札の意向を示していることから、入札辞退と同様に対応しております。

今回、一回目の入札で落札せず、二回目の入札で応札する事業者がいなかったため、関係法令に基づき、一回目の入札で最低価格を入れた事業者と交渉し、随意契約したものです。

なお、同様の手続による契約件数については、この五年間で、八件です。

次に、二回目の入札が不調の場合の契約についてのお尋ねですが、先ほど御答弁申し上げたとおり、再度の入札に付しても落札者がいないことから、関係法令に基づき、業者と適正に随意契約をしたものです。

次に、今後の工事発注についてのお尋ねですが、引き続き、区内事業者を優先して指名するなど、区の要綱に基づき、適切に入札・契約

行為を行ってまいります。

次に、竹早公園・小石川図書館の一体的整備に関する御質問にお答えします。

まず、テニスコートについてのお尋ねですが、運動やスポーツに親しむ機会の充実と環境の整備は、区としても重要であると認識しております。

中間のまとめを公表して以降、様々な御意見を頂いているところであり、テニスコートの面数及び多目的な活用の方法等について、引き続き、区民の御意見・御要望を伺いながら検討してまいります。

次に、国有地等の活用についてのお尋ねですが、国有地については、これまで行政需要や用地の状況について、国との情報共有に努めているところですので。

また、民有地については、近隣の区有施設の状況や、行政需要等に照らし、有効な活用が可能である場合は、用地の情報収集を行うとともに、土地所有者等の意向を踏まえながら、丁寧に協議を行い、土地の取得等の検討を進めております。

今後とも、国等と適宜情報共有を行うとともに、土地の取得・活用の検討に当たっては、将来的な行政需要や区民ニーズ等を考慮しながら、総合的に検討してまいります。

次に、災害対策に関する御質問にお答えします。

まず、避難所におけるスフィア基準についてのお尋ねですが、現在、各避難所において、新たな被害想定による避難者数と避難スペースを再確認し、スフィア基準に基づく収容率を再算定しているところであるため、現時点で、具体的な収容率をお示しすることはできません。

また、トイレの確保や避難所運営に関する女性等の参画、食事の提供等に関する課題については、都の指針も踏まえ、今後、避難所運営

ガイドラインの改訂に合わせ、検討してまいります。

なお、食料備蓄については、都と連携し、被害想定における避難者数の三日分を備蓄しており、今後とも、適切な備蓄に努めてまいります。

次に、避難所運営ガイドラインの改訂についてのお尋ねですが、ガイドラインの改訂に当たっては、避難所に関する多岐にわたる課題に対応するほか、現在、都が検討を進めている、在宅避難を含む避難者支援全体の考え方を踏まえる必要があるものと考えております。

また、避難所運営協議会等の関係者に対しても、丁寧な意見照会を行い、来年度中の改訂を目的に、速やかに検討を進めてまいります。

次に、Bーぐるに関する御質問にお答えします。

まず、都と二十三区共同で協議体を創設することなどについてのお尋ねですが、都区において、運行の目的や形態が必ずしも一致していないため、現状では困難であると認識しており、区から提起することは考えておりません。

次に、最終便のシビックセンター敷地内への駐車についてのお尋ねですが、運行終了時及び運行開始時の乗務員の点呼や車体整備等、運行事業者による運行管理が必要なことから、困難であると認識しております。

次に、運行目的についてのお尋ねですが、区内に点在する公共交通不便地域の解消を図ることなどを目的として、当初より運行しているところですので。

次に、高齢者・障害者・子どもの無料化等についてのお尋ねですが、運行開始以来、誰でも百円という料金を設定し、現行の運行体制を維持していることから、高齢者等を無料にすることは考えておりません。

また、ダイヤ改正のうち土日・祝日の臨時ダイヤについては、早期

に臨時ダイヤを解消するよう運行事業者と協議を重ねるとともに、引き続き、運行事業者の行う人員確保策への支援に努めてまいります。

なお、千石・大塚地区へのＢーぐるを前提とした検討及び根津地区等への路線拡大については、考えておりません。

次に、フロントのないホテルの開設等に関する御質問にお答えします。

まず、ホテルの開設についてのお尋ねですが、ホテルの開設については、平成三十年の旅館業法の改正により、フロントの設置義務が緩和され、ビデオカメラ等のＩＣＴ機器による代替が可能となりました。

本区では、フロントを設置しないホテルの営業許可申請時には、事故が発生したときやその他の緊急時の迅速な対応を可能とするため、原則として、徒歩十分程度で事業者等が駆け付けられることができる体制を整備するよう、事業者を指導しております。

これによりフロント機能が確保されると考えております。

また、説明会等において区民から寄せられた御意見については、可能な限り対応するよう、事業者に要請しております。

次に、民泊についてのお尋ねですが、平成三十年に住宅宿泊事業法が施行されたことに伴い、区は、区民の生活環境の悪化を防止することを目的として住宅宿泊事業の運営に関する条例を制定しました。

この条例では、事業を開始する前に、近隣住民への周知を行うことを事業者が義務付けております。このことにより、近隣住民は、住宅宿泊事業が予定されていることを知り、事業者へ意見を申し出ることが可能になると認識しております。

住宅宿泊事業は、届出により事業者だけではなく、個人も開始できることから、地域での説明会の義務付け等については考えておりません。

なお、事前相談や届出時だけではなく、事業開始後も近隣住民からの御意見等について適切に対応するよう、事業者に指導を行っております。

次に、民間建築物の建て替え計画についての御質問にお答えします。子どもの権利は、大切に守られるべきものであり、都市マスタープランの見直しを始め、子どもの意見を聴取するよう努めております。

御質問の計画についても、区民等からの要望を受けられる際には、事業者へ伝え、丁寧な対応に努めるよう要請しているところです。

また、総合設計制度は、市街地環境の整備改善等に資すると認められる計画を、許可するものであることから、本制度による高さ制限を緩和することが、周辺環境の悪化につながるものとは考えておりません。

既に、都の紛争予防条例によって対応されていることから、改めて都に意見を伝える考えはございません。

最後に、水道管の老朽化等についての御質問にお答えします。

まず、令和三年八月に発生した関口一丁目地域におけるガス供給停止についてのお尋ねですが、事故当初は、水道管の破損により、水道水が砂と混じってガス管に吹き付けられ、ガス管に穴が空く、いわゆるサンドブラスト現象が原因と推測されておりました。

その後、令和四年十月に東京ガスネットワーク株式会社より、ガス管周囲の土質が均一でなかったため、異なる土壌間で電位差が発生し、ガス管の鉄が溶け、穴が空いたものとの報告を受けております。

住民への周知とともに再発防止策として、管周囲を均一な材料で埋め戻すことや、腐食防止のポリエチレン管等を使用することなどについて、東京ガスネットワーク株式会社と三回にわたり協議しております。

次に、下水道管の更新計画及び水道管の耐用年数についてのお尋ねですが、都下水道局では、既に下水道の再構築事業として、老朽化対策と併せ、雨水排水能力や耐震性の向上などを計画的に実施するとともに、日常の巡視等により、必要に応じた対策等を適宜行っていると聞いております。

また、都水道局より、区内の水道管は九九・九％が強度の高いダクタイル鑄鉄管に更新されており、水道管の耐久性分析により設定した供用年数を超えた管はないと聞いております。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、教材費等の無償化についてのお尋ねですが、教材費等の無償化については、子育て世帯への支援全体の枠組みの中で検討すべき課題であり、現状においては、就学援助制度により、支援が必要な世帯に対して、一定の経済的な負担の軽減が図られているものと認識しております。

また、修学旅行及び移動教室の費用についても、就学援助制度により、支援が必要な世帯に対しては、一定の経済的負担の軽減が図られているものと認識しております。

なお、修学旅行については、昨今の物価高騰により、保護者の費用負担が増加していることを鑑み、令和七年度は、区立中学校において修学旅行費の一部補助を実施しております。

次に、英語スピーキングテスト・ESAT・Jに関する幾つかの御質問にお答えします。

まず、再試験を受けた生徒の数と区の対応についてですが、再試験を受験した生徒は二名で、区は、再試験の手続について、学校を通じて保護者・生徒に周知いたしました。

次に、事業者の運営に関してのお尋ねですが、都教育委員会の管轄であり、都からは適切に実施されたとの報告を受けております。

次に、東京都教育長が自治体教育長の集まりで実施状況を説明した際、数人から発言があったのではないかというお尋ねですが、特別区教育長会において東京都教育庁の部長から英語スピーキングテスト事業等について説明はありましたが、各区の教育長から発言はなかったものと認識しております。

次に、ESAT・Jの結果が高校の学びの充実に使われていないとの御指摘ですが、高校での英語学習については承知しておりません。

次に、東京都はどのように英語力向上の成果について報告しているのかというお尋ねですが、先月公表された資料「中学校英語スピーキングテスト 令和六年度実施状況について」に、結果の経年変化等が示されていると承知しております。

次に、今年度の入試への活用を中止すべきとの御意見ですが、都立高等学校の入学選抜は都教育委員会の責任において実施されるものであり、スピーキングテストの実施について中止を求める考えはございません。

最後に、小石川図書館についてのお尋ねですが、小石川図書館の建て替えについては、図書館全体の機能やサービスを充実する機会と捉えており、共同書庫の収容能力の拡充や閲覧・学習環境の整備、ICTの活用による利便性の向上等、新たに求められるサービスについても、区民・利用者の意見を踏まえながら、検討してまいります。

区では、区内のほぼ全域から一キロメートル以内に図書館を設置し、

区民の皆さんが図書館サービスを受けられる全域サービス体制を整備しているところです。

また、竹早公園・小石川図書館の一体的整備については、これまでに様々な立場の皆様から頂いた御意見・御要望、課題に対し、十分な調査や検証を行うこととしており、現時点で御提案のような内容については考えておりません。

〔金子てるよし議員「議長、十九番」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 十九番金子てるよし議員。

○金子てるよし議員 区長、教育長、御答弁ありがとうございます。障害を持つ区民の体験を紹介させていただきました。文京区からも、交通事業者、この場合は東京メトロになると思いますが、伝えていただけのことになりました。意思疎通促進条例の提案者として、事業者に責務を果たさせる立場で伝えていただくよう、お願いしておきたいと思えます。

E S A T・Jの結果についてですけれども、都立高校生の英語の授業で使えていないという声を紹介しました。教育長は、承知をしていないと答弁されただけで、否定はされませんでした。E S A T・Jの破綻の一端が改めて浮き彫りになったものと思います。入試の活用は改めて中止をするよう、重ねて求めておきたいと思えます。

以上です。

ありがとうございました。

○議長（白石英行） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、六月九日午後二時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十六分散会